平成２８年（フ）第１０号
北海道室蘭市山手町３丁目３番17―102号
債務者　関向　千晃
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第４号
盛岡市高松１丁目19番２号　リトルハイム高松１Ａ号、旧住所盛岡市桜台１丁目29番５号
債務者　兎澤　高弥
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２８４号
静岡県富士宮市万野原新田4094番地の８
債務者　髙山美奈子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第４号
静岡県富士宮市泉町601番地　泉コーポ206
債務者　大竹さゆり
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２０号
名古屋市南区星崎１丁目108番地　タウニー星崎Ｂ棟102号
債務者　安藤　芳美
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５７号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入３番地１
コープ野村Ａ―701号
債務者　井口　和久
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２１号
長崎県大村市松並２丁目1131番地26　松並コーポ21号、前住所長崎県大村市協和町1693番地２　三恵荘１号
債務者　中村　瑠美
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
長崎県諫早市森山町上井牟田801番地　柏原住宅８号
債務者　福田　一喜
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
長崎県諫早市飯盛町古場934番地、前住所長崎市古賀町907番地２　森アパート101号
債務者　牛嶋　　博（旧姓横井）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
長崎県諫早市若葉町225番地91、前住所横浜市戸塚区東俣野町917番地１　ルベウスペルテＡ―203号
債務者　本多　竜平
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
長崎県諫早市堂崎町５番地１県住Ｇ棟406号、旧住所長崎県諫早市小船越町1002番地４
債務者　石田美代子（旧姓東原）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
長崎県大村市皆同町165番地１　皆同貸家Ｂ号棟、前住所長崎県大村市上諏訪町911番地21カサグランデ上諏訪101号
債務者　原口留美子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
長崎県南島原市有家町山川202番地25、前住所長崎県南島原市西有家町里坊108番地
債務者　馬場　大輔
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
青森県八戸市大字新井田字中町９番地３
コーポ石孫５、前住所青森県八戸市大字新井田字丑鞍森４番地16
債務者　金子なおみ
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７１８号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目１番10号　パレス緑ケ丘105
債務者　石森　英新
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７４５号
仙台市太白区大野田２丁目５番25号　フラッツ清水102、従前の住所宮城県名取市杜せきのした３丁目１番地の５　シャルマンコート杜Ｅ201号
債務者　樋口　大樹
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係